

《民法典》给企业带来什么变化——“合同编”解读

中国《民法典》于 2021 年 01 月 01 日正式施行以后，现行的《民法通则》、《民法总则》、《合同法》、《担保法》、《物权法》、《侵权责任法》、《婚姻法》、《继承法》、《收养法》等民事基本法律将于同日废止。现行的这些民事基本法律，牵涉到企业、个人的方方面面，虽说《民法典》是将这些民事基本法律吸收、整理到一部法典之中，并非颠覆性地修改基本法律制度，但变化肯定也有不少。《民法典》的七个编章（总则编、物权编、合同编、人格权编、婚姻家庭编、继承编、侵权责任编）中，“第三编 合同”（以下简称“合同编”）与企业的关联度最大，“合同编”给企业带来什么样的变化、影响，我们在下文中作简要探讨。

一、合同法律体例的总体变化

《合同法》与“合同编”的体例变化对比情况，简要梳理如下：

项目	《合同法》	“合同编”
施行时间	1999 年 10 月 01 日起施行，2021 年 01 月 01 日废止。	2021 年 01 月 01 日起施行。
体例变化	分为总则与分则两大部分，共 23 章 ¹ ，428 条。	分为总则、典型合同与准合同三分编，共 29 章 ² ，526 条；在《合同法》基础上新增 6 章、98 条。“合同编”主要变化，总结如下： 1. 针对《合同法》总则部分，“合同编”第一分编通则的变化包括：(1) 新增“合同的保全”一章；(2) 删

¹ 《合同法》23 章包括：一般规定，合同的订立，合同的效力，合同的履行，合同的变更和转让，合同的权利义务终止，违约责任，其他规定，买卖合同，供用电、水、气、热力合同，赠与合同，借款合同，租赁合同，融资租赁合同，承揽合同，建设工程合同，运输合同，技术合同，保管合同，仓储合同，委托合同，行纪合同，居间合同。

¹ 「契約法」23 章には、一般規定、契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の変更と譲渡、契約の権利義務の終了、違約責任、その他規定、売買契約、電力・水・ガス・熱エネルギー供給契約、贈与契約、金銭貸借契約、質貸借契約、ファイナンスリース契約、請負契約、建設工事契約、運送契約、技術契約、寄託契約、倉庫保管契約、委任契約、斡旋契約、媒介契約（中国語：居間合同）。

² 《民法典》29 章包括：一般规定，合同的订立，合同的效力，合同的履行，合同的保全，合同的变更和转让，合同的权利义务终止，违约责任，买卖合同，供用电、水、气、热力合同，赠与合同，借款合同，保证合同，租赁合同，融资租赁合同，保理合同，承揽合同，建设工程合同，运输合同，技术合同，保管合同，仓储合同，委托合同，物业服务合同，行纪合同，中介合同，合伙合同，无因管理，不当得利。

² 「民法典」29 章には、一般規定、契約の締結、契約の効力、契約の履行、契約の保全、契約の変更と譲渡、契約の権利義務の終了、違約責任、売買契約、電力・水・ガス・熱エネルギー供給契約、贈与契約、金銭貸借契約、保証契約、質貸借契約、ファイナンスリース契約、ファクタリング契約、請負契約、建設工事契約、運送契約、技術契約、寄託契約、倉庫保管契約、委任契約、不動産管理サービス契約、斡旋契約、仲介契約、パートナーシップ契約、事務管理、不当利得が含まれる。

「民法典」は企業にどのような変化をもたらすか——「契約編」を読み解く

中国「民法典」が 2021 年 1 月 1 日に正式に施行された後、現行の「民法総則」、「契約法」、「担保法」、「物権法」、「不法行為法」、「婚姻法」、「相続法」、「養子縁組法」等の民事基本法は同日に廃止となる。現行のこれら民事基本法律は、企業、個人に関するあらゆる方面の事項に係るものであり、「民法典」はこれら民事基本法律を吸収し、一部の法典の中に組み込まれるため、基本法律制度を覆すような修正が行われるわけではないものの、変化が少なからずあるのは確かである。「民法典」の七つの編章（総則編、物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編、不法行為編）のうち、「第三編 契約」（以下「契約編」という）は企業との関連性が最も高く、「契約編」が企業にどのような変化や影響をもたらすのか、簡潔に考察してみる。

一、契約法律体系の全体的な変化

「契約法」と「契約編」の体系上の変化について、下表に簡潔に整理し比較する。

項目	「契約法」	「契約編」
施行日	1999 年 10 月 1 日からの施行、2021 年 1 月 1 日に廃止。	2021 年 1 月 1 日からの施行。
体系上の変化	総則と分則という 2 つの部分に分かれ、計 23 章 ¹ 、428 条ある。	総則、典型的契約、準契約という 3 つの分編に分かれ、計 29 章 ² 、526 条ある。「契約法」をベースにし、6 章、98 条が追加された。「契約編」によりもたらされる変化は、主に以下の通りである。 1. 「契約法」総則部分に対するもの：「契約編」の第 1 分編通则の中で、主に次の変更がなされた。(1) 「契約の保

	<p>除《合同法》“其他规定”一章；(3)《合同法》第八章“其他规定”，部分移入“合同编”通则部分；</p> <p>2. 针对《合同法》分则部分，“合同编”第二分编典型合同的变化包括：(1) 新增“保证合同、保理合同、物业服务合同、合伙合同”共四章；(2)《合同法》“居间合同”一章改名为“中介合同”；</p> <p>3. “合同编”新增第三分编“准合同”，即：增加“第二十八章无因管理，第二十九章不当得利”共两章。</p>
--	--

	<p>全」という章が新たに追加された。(2)「契約法」の「その他規定」という章が削除された。(3)「契約法」第八章「その他規定」の一部内容が「契約編」の通則部分に移された。</p> <p>2. 「契約法」分則部分に対するもの：「契約編」の第 2 分編典型的契約の中で、主に次の変更がなされた。(1)「保証契約、ファクタリング契約、不動産管理サービス契約、パートナーシップ契約」という計 4 章が新たに追加された。(2)「契約法」の「媒介契約(中国語：居間合同)」という章が「仲介契約」へと名称変更した。</p> <p>3. 「契約編」では、「第二十八章 事務管理、第二十九章 不当利得」という計 2 章が、第 3 分編「準契約」として新たに追加された。</p>
--	--

在此基础上，还需说明的是，除了“合同编”对《合同法》进行调整之外，《民法典》其他编也对《合同法》有所增改，主要如下：

1. 《合同法》第一章的部分条款（如平等原则），《民法典》总则编将其并入该编第一章基本规定，取消在“合同编”中单独规定。
2. 《合同法》第三章关于可撤销合同、无效合同等规定，因民事法律行为涵盖合同，《民法典》总则编由此将其纳入第六章民事法律行为，未列入合同编。
3. 《合同法》第三章关于代理权的规定，《民法典》总则编专门设置第七章代理，合同编没有代理权的规定。
4. 与物权流转、担保类的合同有密切关系的，归入《民法典》物权编。

二、合同法律内容的几个实质性修订提示

基于上述“合同法律体例的总体变化”可知，较之《合同法》及相关法律法规，“合同编”调整的条款较多，所涉合同法律内容较广，经初步统计，涉及“合同编”的实质性修订（针对现行法律法规）有约 112 个（不含新增内容），篇幅关系，我们显然无法对此进行一一介绍，只能节选可能与企业日常经营相关的个别几个实质性修订进行解读，以供读者参考。

また、「契約編」により、「契約法」の調整が行われたほか、「民法典」のその他の編においても「契約法」についての追加又は削減が行われており、それらは、主に以下の通りである。

1. 「契約法」第一章の一部条項（平等原則など）について、「民法典」総則編では、これをその第一章の基本規定の中に組み込んでおり、「契約編」ではその個別規定がなくなっている。
2. 「契約法」第三章の取消し可能な契約、無効契約等に関する規定は、民事法律行為が契約についても網羅するため、契約編ではなく、「民法典」総則編の第六章民事法律行為の中に組み込まれている。
3. 「契約法」第三章での代理権に関する規定について、「民法典」総則編では、第七章の代理という個別の章が設けられており、契約編の中で代理権に関する規定がなくなっている。
4. 物権の移転、担保類の契約と密接に関連するものは、「民法典」物権編に組み込まれている。

二、契約法律内容に関する幾つかの実質的な改正箇所について

上述した「契約法律に関する体系上の全体的な変化」を踏まえると、「契約法」及びそれに関係する法令と比較してみた場合、「契約編」を通じて調整された条項は多く、関係してくる契約法律に関する内容は広範にわたるものであることがわかる。差し当たりの統計によると、「契約編」が関係してくる実質的な改正（現行法令に対するもの）は約 112 箇所にあつた（新たに追加された内容は含まない）。紙面の関係上、これらを逐一紹介することは現実的ではないため、参考まで企業の平常時の経営に関係するいくつかの実質的な改正内容に絞って解説する。

1. 利益第三人规则³的变动

《合同法》及相关法律法规的规定
<p>《合同法》第 64 条：当事人约定由债务人向第三人履行债务的，债务人未向第三人履行债务或者履行债务不符合约定，应当向债权人承担违约责任。</p> <p>《合同法》第 84 条：债务人将合同的义务全部或者部分转移给第三人的，应当经债权人同意。</p>
“合同编”的规定
<p>第 522 条：当事人约定由债务人向第三人履行债务，债务人未向第三人履行债务或者履行债务不符合约定的，应当向债权人承担违约责任。法律规定或者当事人约定第三人可以直接请求债务人向其履行债务，第三人未在合理期限内明确拒绝，债务人未向第三人履行债务或者履行债务不符合约定的，第三人可以请求债务人承担违约责任；债务人对债权人的抗辩，可以向第三人主张。</p> <p>第 524 条：债务人不履行债务，第三人对履行该债务具有合法利益的，第三人有权向债权人代为履行；但是，根据债务性质、按照当事人约定或者依照法律规定只能由债务人履行的除外。债权人接受第三人履行后，其对债务人的债权转让给第三人，但是债务人和第三人另有约定的除外。</p> <p>第 552 条：第三人与债务人约定加入债务并通知债权人，或者第三人向债权人表示愿意加入债务，债权人未在合理期限内明确拒绝的，债权人可以请求第三人在其愿意承担的债务范围内和债务人承担连带债务。</p>
律师评述
<ul style="list-style-type: none"> 《合同法》项下，“向第三人履行合同”的第三人无权要求债务人承担违约责任；《民法典》明确，第三人在“法律规定或者当事人约定”的情况下可直接请求债务人履行债务，并有权主张违约责任。 《民法典》新增第三人清偿制度，需要注意的是，该制度是以第三人仅在“对履行该债务具有合法利益”的前提，否则无法代为履行。

1. 利益を受ける第三者規則³が調整された

「契約法」及び関連法令での規定
<p>「契約法」第 64 条：債務者が第三者に対し債務を履行することを当事者が約定した場合において、債務者が第三者に対し債務を履行しないとき、又は債務の履行が約定を満たさないときは、債務者は、債権者に対し違約責任を負わなければならない。</p> <p>「契約法」第 84 条：債務者は契約上の義務の全部又は一部を第三者に移転させる場合、債権者の同意を得なければならない。</p>
「契約編」での規定
<p>第 522 条：債務者が第三者に対し債務を履行することを当事者が約定した場合において、債務者が第三者に対し債務を履行しないとき、又は債務の履行が約定を満たさないときは、債権者に対し違約責任を負わなければならない。第三者が自己に対し債務を履行するよう直接に求めることができると法律で規定している、又は当事者が約定した場合、第三者が合理的な期日までに、明確に拒否しておらず、債務者が第三者に対し債務を履行しないとき、又は債務の履行が約定を満たさないときは、第三者は債務者に対し違約責任を負うよう求めることができる。債務者の債権者に対する抗弁は、第三者に対し主張することができる。</p> <p>第 524 条：債務者が債務を履行せず、第三者が当該債務の履行について合法的な利益を有する場合、債務者に代わって、第三者が債権者に対し履行することができる。但し、債務の性質を踏まえ、当事者間の約定、又は法律規定に基づき、債務者しか履行できない場合は除く。債権者が第三者の履行を受け入れた後、債権者の債務者に対する債権は第三者に譲渡されるが、債務者と第三者で別段の約定がある場合は除く。</p> <p>第 552 条：第三者と債務者が債務の加担について約定し、且つこれを債権者に通知したとき、又は第三者が債権者に対し、債務を加担する意向があることを述べたとき、債権者が合理的な期日までに明確に拒否していない場合、債権者は第三人が負担する意思のある債務の範囲内で、債務者と連帯して債務を負担するよう求めることができる。</p>
筆者による解説
<ul style="list-style-type: none"> 「契約法」に基づく、「第三者に対する契約履行」にいう第三者は、債務者に対し違約責任の負担を求めることができない。なお、「民法典」では、第三者「法律で規定している、又は当事者が約定した」場合において、債務の履行を直接に債務者に求め、且つ違約責任を主張することができることが明確にされている。 「民法典」では第三者弁済制度を新たに追加している。なお、当該制度では、第三者が「当該債務の履行に対して合法的な利益を有する」場合に限りという前提条件が付けられており、そうでな

³ 所谓利益第三人规则，主要指的是向第三人履行合同、第三人清偿和债务加入，该制度均涉及利益第三人对合同的介入，系合同相对性的“突破”。相关制度在实践中已得到广泛应用，但长久以来缺乏系统性成文法规定，《民法典》通过以下条款弥补了该领域的立法缺憾。

³ 利益を受ける第三者規則とは、主に、第三者に対する契約履行、第三者による弁済、及び債務の加担を指す。これらのいずれも、利益を受ける第三者が契約に介入することにより、契約の相対性を覆すことになる。実践では、これらの制度はすでに広範囲で運用されているが、長きにわたり系統的な成文法の規定がなされていなかった。「民法典」では、次の条項により、当該領域において法整備が物足りない部分を補った。

- 《民法典》还新增债务加入规则，明确第三人可以单方允诺的形式加入债务，但需债权人未在合理期限内明确拒绝。

- 「民法典」では、債務加担規則も新たに追加されており、第三者が一方的に承諾する形式にて債務を加担できることが明確にされているが、債権者が合理的な期日までに明確に拒否していないことが前提となる。

2. 情勢変更制度的改进

2. 情勢変更制度が整備された

<p>《合同法》及相关法律法规的规定</p> <p>《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释（二）》第 26 条规定，合同成立以后客观情况发生了当事人在订立合同时无法预见的、非不可抗力造成的不属于商业风险的重大变化，继续履行合同对于一方当事人明显不公平或者不能实现合同目的，当事人请求人民法院变更或者解除合同的，人民法院应当根据公平原则，并结合案件的实际确定是否变更或者解除。⁴</p>
<p>“合同编”的规定</p> <p>第 533 条：合同成立后，合同的基础条件发生了当事人在订立合同时无法预见的、不属于商业风险的重大变化，继续履行合同对于当事人一方明显不公平的，受不利影响的当事人可以与对方重新协商；在合理期限内协商不成的，当事人可以请求人民法院或者仲裁机构变更或者解除合同。人民法院或者仲裁机构应当结合案件的实际确定，根据公平原则变更或者解除合同。</p>
<p>律师评述</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 《民法典》不再强调“非不可抗力”，鉴于不可抗力 and 情勢変更很难有明确的区分和界限标准，《民法典》的新规定降低了情勢変更规则的适用难度，不要求先对不可抗力进行认定； ▪ 《民法典》增加了仲裁机构也可以适用情勢変更原則。

<p>「契約法」及び関連法令での規定</p> <p>『中華人民共和国契約法』適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈（二）第 26 条：契約が成立した後の客観的状况において、当事者が契約締結時には予見不可能であり、不可抗力によらず商業リスクに該当しない重大な変化が生じたため、契約の履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平となり、又は契約目的の実現が不可能となることで、当事者が人民法院に契約の変更又は解除を求めた場合、人民法院は公平原則に基づき、且つ事案の実際の状況を踏まえ、変更もしくは解除するか否かを確定することになる。⁴</p>
<p>「契約編」での規定</p> <p>第 533 条：契約が成立した後、契約のベースとなる条件に、当事者が契約締結時には予見不可能であり、商業リスクに該当しない重大な変化が生じたため、契約の履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平となる場合、不利な影響を受ける当事者は相手方と改めて協議することができる。合理的な期日までに、協議がまとまらなかった場合、当事者は人民法院又は仲裁機関に対し契約の変更又は解除を求めることができる。人民法院又は仲裁機関は事案の実際の状況を踏まえ、公平原則に基づき、契約を変更し、又は解除する判断を行うことになる。</p>
<p>筆者による解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「民法典」では「非不可抗力」は強調されておらず、不可抗力と情勢変更については、明確に区分し境界線を引くことが難しく、「民法典」での新たな規定では、情勢変更規則を適用するハードルを下げ、不可抗力に対する認定を前提としなくなった。 ▪ 「民法典」では、仲裁機関も情勢変更原則を適用することができるとの内容が新たに追加されている。

3. 合同保全制度的完善

3. 契約保全制度が整備された

<p>《合同法》及相关法律法规的规定</p> <p>《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国合同法〉若干问题的解释（一）》第 20 条规定，债权人向次债务人提起的代位权诉讼经人民法院审理后认定代位权成立的，由次债务人向债权人履行清偿义务，债权人与债务人、债务人与次债务人之间相应的债权债务关系即予消灭。</p> <p>《合同法》第 74 条：因债务人放弃其到期债权或者无偿转让财产，对债权人造成损害的，债权</p>

<p>「契約法」及び関連法令での規定</p> <p>『中華人民共和国契約法』適用の若干問題に関する最高人民法院の解釈（一）第 20 条：債権者が第三債務者に対し提起した代位権訴訟について、人民法院が審理を経て代位権の成立を認定した場合、第三債務者が債権者に弁済債務を履行することで、債権者と債務者との間及び債務者と第三債権者との間における相応の債権債務関係は消滅する。</p> <p>「契約法」第 74 条：債務者が自己の期限の到来した債権を放棄し又は無償で自己の財産を譲渡し、これ</p>
--

⁴ 《合同法》没有从法律层面规定情勢変更，只是通过交易实践出现的合同履行的客观情况发生重大变化出台司法解释。

⁴ 「契約法」では法律の次元から情勢の変更について規定されておらず、単に取引の実践において生じた、契約履行における客観的状况に重大な変化が生じたことをもって司法解释が公表されているだけである。

<p>人可以请求人民法院撤销债务人的行为。债务人以明显不合理的低价转让财产，对债权人造成损害，并且受让人知道该情形的，债权人也可以请求人民法院撤销债务人的行为。撤销权的行使范围以债权人的债权为限。债权人行使撤销权的必要费用，由债务人负担。</p>
<p>“合同编”的规定</p> <p>第 537 条：人民法院认定代位权成立的，由债务人的相对人向债权人履行义务，债权人接受履行后，债权人与债务人、债务人与相对人之间相应的权利义务终止。债务人对相对人的债权或者与该债权有关的从权利被采取保全、执行措施，或者债务人破产的，依照相关法律的规定处理。</p> <p>第 539 条：债务人以明显不合理的低价转让财产、以明显不合理的高价受让他人财产或者为他人的债务提供担保，影响债权人的债权实现，债务人的相对人知道或者应当知道该情形的，债权人可以请求人民法院撤销债务人的行为。</p>
<p>律师评述</p> <ul style="list-style-type: none"> 对于《合同法》未规定的“债权人已经采取了相关的主张权利的措施（保全、执行或债务人破产）”是否适用合同保全，《民法典》新规定排除此情形之下债权人按照合同保全制度行使代位权进行优先受偿，合同保全制度适用范围进一步明确； 除明显不合理的高价受让他人财产之外，《民法典》将“为他人的债务提供担保”纳入债权人行使撤销权的范围，增强对债权人权益的保障； 除债务人的相对人知道之外，《民法典》新增“债务人的相对人应当知道该情形”，降低了债权人行使撤销权的条件。

<p>により債権者に損害を与えた場合、債権者は人民法院に対し債務者の行為の取り消しを請求することができる。債務者が明らかに理不尽な低価格をもって財産を譲渡し、これにより債権者に損害を与え、且つ譲受人が当該事情を知っている場合、債権者は人民法院に対し債務者の行為の取り消しを請求することができる。取消権の行使の範囲は債権者の債権を限度とする。債権者が取消権を行使するために必要な費用は、債務者の負担とする。</p>
<p>「契約編」での規定</p> <p>第 537 条：人民法院が代位権の成立を認定した場合、債務者の相手方が債権者に対し義務を履行し、債権者が履行を受けた後は、債権者と債務者、債務者と相手方との間における相応の権利義務は終了する。債務者の相手方に対する債権、又は当該債権に係る従たる権利について、保全、執行の措置が講じられ、又は債務者が破産した場合、係る法律の規定に従い取り扱うものとする。</p> <p>第 539 条：債務者が明らかに理不尽な低価格をもって財産を譲渡し、明らかに理不尽な高価格をもって他人の財産を譲り受け、又は他人の債務のために担保を供することで、債権者による債権の実現に影響をもたらす、債務者の相手方が当該事情を知っている、又は知っているはずである場合、債権者は人民法院に対し、債務者の行為の取り消しを求めることができる。</p>
<p>筆者による解説</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約法では定められていなかった、「債権者が係る権利を主張するための措置（保全、執行又は債務者の破産）をすでに講じている」ことに対し、契約の保全は適用されるか否かについて、「民法典」での新规定によれば、このような状況下で債権者が契約保全制度に基づき代位権を行使して優先的弁償を受ける状況は除外されており、契約保全制度の適用範囲がさらに明確になった。 明らかに理不尽な高価格をもって他人の財産を譲り受け除き、「民法典」では「他人の債務に担保を供する」ことを、債権者による取消権の行使範囲に組み入れ、債権者の権益保障を強化した。 債務者の相手方が知っている場合を除き、「民法典」では、「債務者の相手方が当該事情を知っているはずである」状況を新たに追加し、債権者による取消権の行使の条件を緩和している。

4. 合同僵局⁵之下合同解除的突破

4. 契約がデッドロック⁵に陥った場合における契約解除に進展があった

<p>《合同法》及相关法律法规的规定</p> <p>《合同法》第 110 条：当事人一方不履行非金钱债务或者履行非金钱债务不符合约定的，对方可以要求履行，但有下列情形之一的除外：（一）法律上或者事实上不能履行；（二）债务的标的不适于强制履行或者履行费用过高；（三）债权人在合理期限内未要求履行。</p>
--

<p>「契約法」及び関連法令での規定</p> <p>「契約法」第 110 条：一方当事者が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が約定を満たしていない場合、相手方は履行を請求することができる。但し、以下に規定する事由のいずれかに該当する場合を除く。（一）法律上又は事実上履行不能である場合。（二）債務の目的物が強制履行に適さない又は履行</p>

⁵ 合同僵局主要是指，在长期合同中，一方因为经济形势的变化、履约能力等原因，导致不可能履行长期合同，需要提前解约，而另一方拒绝解除合同。

⁵ 契約のデッドロックとは、主に、長期契約において、一方の当事者が経済情勢の変化、契約履行能力等の原因から長期契約を継続して履行することがあり得なくなり、契約を繰上げ解除する必要があるが、相手方当事者が契約の解除を拒否することを指す。

“合同編”の規定
<p>第 580 条: 当事人一方不履行非金钱债务或者履行非金钱债务不符合约定的, 对方可以要求履行, 但有下列情形之一的除外: (一) 法律上或者事实上不能履行; (二) 债务的标的适于强制履行或者履行费用过高; (三) 债权人在合理期限内未要求履行。</p> <p>有前款规定的除外情形之一, 致使不能实现合同目的的, 人民法院或者仲裁机构可以根据当事人的请求终止合同权利义务关系, 但是不影响违约责任的承担。</p>
律师评述
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基于贯彻合同信守、减少道德风险、避免违约方因违约解除获利, 传统《合同法》仅赋予守约方单方解除权, 但近年司法实践出现合同僵局的新问题; 对此, 《民法典》尝试允许违约方单方解除。 ▪ 由于如果承认违约方可以享有解除权, 则将极大地破坏合同严守原则, 并引发严重的道德风险, 影响交易安全和秩序。因此, 法理学界对该制度的适用持谨慎的态度, 认为一方面应排除情势变更等情形, 另一方面认为应参考《全国法院民商事审判工作会议纪要》(俗称“《九民纪要》”)第 48 条的规定⁶等, 综合考量其他各种因素之后, 才能决定是否解除合同。

費用が過度に高額な場合。(三)債権者が合理的な期日までに履行の請求をしなかった場合。
「契約編」での規定
<p>第 580 条: 一方当事者が非金銭債務を履行せず、又は非金銭債務の履行が約定を満たさない場合、相手方は履行を請求することができる。但し、以下に規定する事由のいずれかに該当する場合を除く。(一) 法律上又は事実上履行不能である場合。(二) 債務の目的物が強制履行に適さない又は履行費用が過度に高額な場合。(三) 債権者が合理的な期日までに履行の請求をしなかった場合。</p> <p>前項に定める適用除外となる事由のいずれかに該当することで、契約の目的を実現できないことになった場合、人民法院又は仲裁機関は当事者の請求により、契約上の権利義務関係を終了させることができるが、違約責任の負担には影響しない。</p>
筆者による解説
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 契約遵守を徹底し、モラルリスクを軽減し、違約側が違約による解除で利益を獲得することを防ぐために、従来の「契約法」上では、契約を遵守した側だけに一方的な解除権を付与していた。しかし、近年では、司法実践において契約のデッドロックという新たな問題が発生している。これについて、「民法典」では、違約する側による一方的な解除を認める試みを行っている。 ▪ もしも違約側に解除権があることを認めた場合、契約遵守原則を大きく覆すことになり、また深刻なモラルリスクを引き起こし、取引の安全及び秩序に影響をもたらすことになる。従って、法理学の世界では、この制度の適用には慎重な見方が示されており、まずは情勢変更等の状況を排除すべきとし、それから「全国法院民商事審判作業會議紀要」(いわゆる「九民紀要」)第 48 条の規定⁶等を参考し、他の諸要素を総合的に勘案したうえで、はじめて契約を解除できるかどうかを決定することができる、としている。

三、 结语

以上仅就“合同編”中的个别几个实质性修订进行解读, 囿于篇幅, 更囿于《民法典》体系的庞大, 对于“合同編”中涉及的其他实质性修订事项(例如, “合同編”分则“保证合同”中, 保证约定不明, 由推定为连带保证调整为推定为一般保证)只能留待后续进行专题和逐项探讨了。

三、 終わりに

以上は、あくまでも「契約編」におけるいくつかの実質的な改正について考察したものであり、紙面の関係もあり、さらには「民法典」の体系が膨大なものであるため、「契約編」におけるその他の実質的な改正事項(例えば、「契約編」分則の「保証契約」では、保証に係る取決めがはっきりしていない場合に、これまでは連帯保証と推定するとされていたのが、一般保証と推定するへと変更されたこと等)については、今後、個別に検討していく必要がある。

⁶ 【违约方起诉解除】违约方不享有单方解除合同的權利。但是, 在一些长期性合同如房屋租赁合同履行过程中, 双方形成合同僵局, 一概不允许违约方通过起诉的方式解除合同, 有时对双方都不利。在此前提下, 符合下列条件, 违约方起诉请求解除合同的, 人民法院依法予以支持: (1) 违约方不存在恶意违约的情形; (2) 违约方继续履行合同, 对其显失公平; (3) 守约方拒绝解除合同, 违反诚实信用原则。人民法院判决解除合同的, 违约方本应当承担的违约责任不能因解除合同而减少或者免除。

⁶ 【違約側の提訴による解除】違約側は契約を一方的に解除する権利をもたないが、一部の長期継続契約(例えば、不動産賃貸借契約)を履行する過程において、双方が契約についてデッドロックに陥った場合、違約側の提訴による契約解除を一切認めないことは、場合によっては、双方にとって不利になることがある。この前提において、次の条件に該当するとき、違約側が提訴し、契約の解除を請求する場合、人民法院は法に依拠して支持しなければならない。(1) 違約側に、悪意をもって契約に違反するような状況が存在しないとき。(2) 違約側が引き続き契約を履行した場合、違約側にとって著しく公平性に欠けるとき。(3) 契約遵守側が契約解除を拒否した場合、信義誠実原則に違反するとき。人民法院が契約解除の判決を下した場合、違約側の本来負うべきであった違約責任は、契約の解除により減少され、又は免除されてはならない。

此外，还需说明的是，《民法典》作为多部民事单行法汇编的新兴法典，其具体适用过程中可能还会发生各种问题，因此，不排除未来还会颁布配套司法解释。对此，我们也将持续予以关注，以待定期再与读者进行分享。

（里兆律师事务所 2020 年 07 月 06 日编写）

なお、「民法典」は複数の民事単行法をまとめて編さんした新興の法典であることに鑑み、具体的に適用していく過程では、様々な問題が生じてくることが考えられるため、将来、関連する司法解釈が公布される可能性がある。この点について、定期的に読者の皆さんと共有できるよう、筆者は引き続き関心を払いたい。

（里兆法律事務所が 2020 年 07 月 06 日付で作成）